

# 2022年(令和4年)10月1日から、 後期高齢者医療制度の窓口負担割合が一部変わります。

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等※)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む。

- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

2022年9月30日まで

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

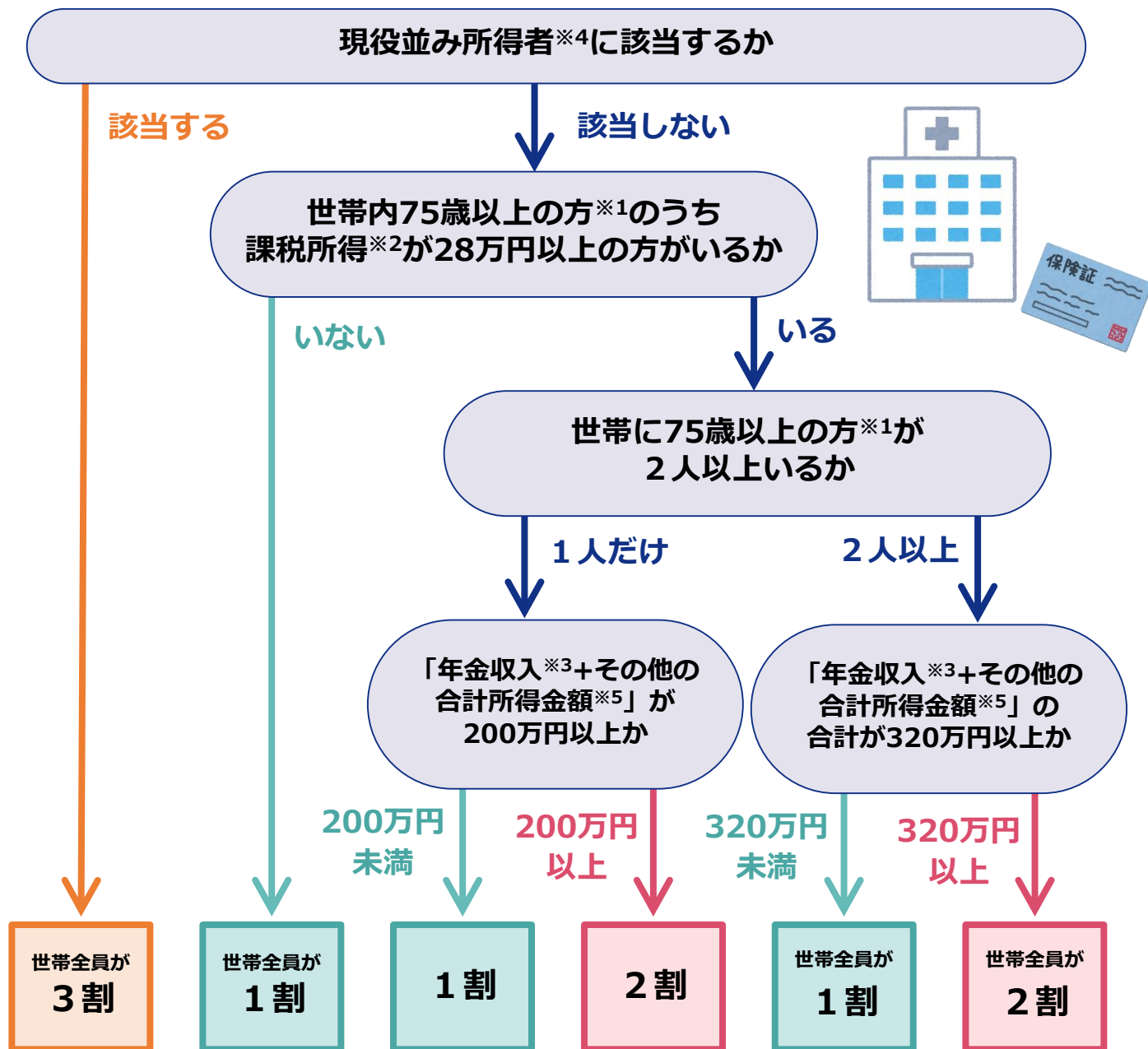
※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## 見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

# 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(令和 3 年中の所得をもとに、令和 4 年 7 月頃から判定が可能になります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

# 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

## 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

## 2022年(令和4年)度の被保険者証の発送について

2022年(令和4年)度の被保険者証は、年2回発送となります。

- 1回目は7月下旬ごろに、令和4年8月1日からお使いいただける令和4年9月30日(有効期限)までの被保険者証を発送いたします。
- 2回目は9月下旬ごろに、制度の施行日である令和4年10月1日からお使いいただける令和5年7月31日(有効期限)までの被保険者証を発送いたします。

## お問い合わせ

- 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等  
厚生労働省コールセンター TEL 0120-002-719 (通話料無料)  
月曜日～土曜日(日曜・祝日除く) 9:00～18:00
- 医療費窓口負担割合・被保険者証等に関するお問い合わせ
  - ・ 奈良県後期高齢者医療広域連合 TEL 0744-29-8430
  - ・ 王寺町国保健康推進課 TEL 0745-73-2001

